



退去手続きについて



引越しすることが決まったら



退去予告の連絡をしましょう (有)新垣TEL:998-5166

○退去予告は、退去日より1ヶ月前までをお願い致します。

※退去に合わせて次の入居者の予約を行う為、退去日の変更は出来ません。余裕をもって計画を立ててください。尚、変更した場合に生じる損害は、全て入居者様の負担となります。予めご了承ください。

退去立ち会い日

○室内外の全ての物を搬出した後、当社担当が立ち会いのもと室内の確認をさせていただきます。

20~30分程度の時間を要しますので、ご協力お願い致します。

退去の立ち会い日の日程を調整する為、お早めに当社まで、ご連絡下さい。

(退去の立ち会いの日時は平日(月~金)の10時~16時の間をお願い致します。)

退去立ち会いまでに済ませること

○退去日の1週間前までに下記各会社へ退去する事を連絡し、退去日までに閉栓の手続きをします。

電気、ガス、水道((有)新垣へ水道料をお支払の場合は不要)、インターネット回線会社

○宅配物の住所登録の変更。(メール便やクレジット会社など)

○火災保険の移動・解約(宅建ファミリー共済に加入の場合、手続き用の書類をお渡します。)

○役所に転出届、郵便局転居届、NTT移転届(116番)

○室内外の物はすべて搬出、撤去をしてください。

室内外にあるものすべて搬出、撤去となります。万が一、粗大ゴミや残留物があつた場合、撤去費用はすべて入居者様負担となります。

車庫証明登録した方

○退去日までに登録を抹消、又は転居先での車庫証明の取得・移動を行い、退去立ち会い日に抹消証明書、又は新住所での車庫証明書(車検証のコピー)を持参して下さい。

退去の精算

○予告された退去日前に、カギの返却をした場合でも、日割り家賃等の返金はありません。

○敷金、家賃の戻し金、車庫証明の保証金から、畳代、ハウスクリーニング代、修繕代を差し引きます。

○不足分が出た場合(敷金以上に費用が必要な場合)には、実費請求致しますので、お支払は請求後1週間以内に当社へ持参、又は振込にてお支払下さい。

○支払期限を過ぎると、家賃保証会社へ代弁済依頼をします。

~お部屋の清掃は業者を手配しますので、簡単な清掃のみをお願い致します~

ご不明な点等ありましたら、(有)新垣までお問合せ下さい。TEL:998-5166